

総社市議会等の請求によって出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第23号

総社市議会等の請求によって出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償支給条例の一部を改正する条例

総社市議会等の請求によって出頭した者及び公聴会に参加した者に対する実費弁償支給条例（平成17年総社市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>の規定による実費弁償を受けるべき者の受ける実費弁償の額及び支給方法を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条</u>の規定による実費弁償を受けるべき者の受ける実費弁償の額及び支給方法を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。